

SR-CF工法設計指導サービス利用契約約款

(契約約款の適用とサービス)

- 第1条 「SR-CF工法設計指導サービス（以下「指導サービス」という。）」とは、財団法人日本建築防災協会から取得した「SR-CF工法による建築物の炭素繊維補強に関する設計施工指針の技術評価（以下「技術評価」という。）」に基づき、個別建築物案件毎に設計事務所等（以下「サービス利用者」という。）からの要請により、SR-CF工法の品質維持・確保のために、SR-CF工法研究会の技術評価共同取得各社（以下「取得会社」という。）のうち、各社が独自に実施する指導サービスをいう。
2. 「SR-CF工法設計指導サービス利用契約約款（以下「本約款」という。）」は、前項の指導サービスを円滑に遂行するために取得会社間で定めたものである。尚、本約款内容についての疑義事項は、取得会社間の協議によりサービス利用者に予告無く改定変更を実施する場合がある。
3. 指導サービスの内容は、次の通りとする。
- ①個別建築物への設計指導サービス
- イ. 設計の内容説明、CFアンカーの設計方法、施工の概要説明。
- ロ. CFアンカーに係る実施設計図書の添削

(指導サービス利用契約の成立・解約等)

- 第2条 サービス利用者からその都度別途定める「SR-CF工法設計指導サービス利用申込書」にて取得会社へ申込され、取得会社が別途定める「SR-CF工法設計指導サービス利用承諾書」にて承諾された時に契約が成立する。尚、サービス利用者は、指導サービスの実施予定日の7日以前に取得会社に通告した場合に契約の解約又は、実施予定日の繰下げ変更が可能なものとする。
2. 前項に定める申込書類等をFAX、電子メール等の電送による受発信も可能なものとする。

(サービス料金)

- 第3条 サービス利用者が第1条第3項に定める指導サービスを利用したとき、次項の料金及びサービスに付随する旅費、宿泊費、資料代、その他サービス利用者が承諾した経費並びにこれらに係る消費税等を加算し負担するものとする。
2. サービス料金は、平日午前8時から午後8時迄の時間帯は各号の基本単価通りとし、その他の祝日、日曜日及び深夜の時間帯にサービスを提供する場合は、基本単価に基本単価の25%の金額を加算した料金とする。但し、サービス利用者の事情によるサービス内容変更等により取得会社との双方の協議によりサービス利用料金を決定することが可能なものとする。
- ①第1条第3項1号に定めるサービス：個別建築物への設計指導サービス
- ・サービス料金基本単価 20,000円/回（1日当り2時間以内）
3. 前項の料金等の支払方法については、取得会社からの請求に基づき請求書発行日から30日以内に現金振込みにて支払うものとする。尚、振込み手数料はサービス利用者の負担とする。

(サービス利用者の責務)

- 第4条 サービス利用者は、取得会社が実施したことによるサービスの結果としての設計品質等に関し、顧客及び第三者に対する全ての責を負い、取得会社に対して迷惑をかけるものとする。

(機密保持)

- 第5条 サービス利用者及び取得会社は、本約款の履行に関し相手方から知得した技術上、営業上の秘密に関し、相手方の文書による事前の同意を得ずに、第三者に開示してはならないものとする。但し、サービス利用者が設計受注のための営業活動において必要な最小限のものについては、この限りでない。

(効力)

- 第6条 本約款は、平成13年1月1日より効力を有する。

S R - C F 工法設計指導サービス利用申込書

申込先会社名：

御中

(取得会社)

申込日：平成 年 月 日

S R - C F 工法設計指導サービス利用契約約款記載内容について承諾のうえ、第2条に基づき下記の予定で申し込み致します。

項 目	内 容	備 考
申 込 会 社 名 (サービス利用者)		
申込者所在地・責任者	住所：	
	所属・担当者名： 印	
	TEL - - FAX - -	
サービス実施予定日時	平成 年 月 日 時 分～平成 年 月 日 (日間)	
サービス内容の具体的な内容等		

S R - C F 工法設計指導サービス利用承諾書

申込会社名：

御中

(サービス利用者)

承諾日：平成 年 月 日

S R - C F 工法設計指導サービス利用契約約款第2条に基づきサービスの申込について、下記の通り承諾致しました。

項 目	内 容	備 考
取 得 会 社 名 (承諾会社)		
取得会社所在地・責任者	住 所：	
	所属・責任者名： 印 担当者名：	
	TEL - - FAX - -	
サービス実施予定日時	平成 年 月 日 時 分～平成 年 月 日 (日間)	
承諾条件等内容	1. 支払条件： S R - C F 工法設計指導サービス利用契約約款記載内容通り。	